

## 漁業社会に於ける保障制度

著者	川上 省三
雑誌名	鹿児島大学水産学部紀要=Memoirs of Faculty of Fisheries Kagoshima University
巻	4
ページ	119-123
別言語のタイトル	Guarantee System in Fishery Society
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10232/10721">http://hdl.handle.net/10232/10721</a>

# 漁業社会に於ける保障制度

川 上 省 三

Guarantee System in Fishery Society

Shozo KAWAKAMI

一

戦後の諸種の制度改革と相俟つて社会保障の面に於ても充分とは云えないにしても各方面に於て一応社会保障制度的なものが認められるに至つた。即ちその最も大なるものは憲法によつて保障せられている基本的人権であり、それは又所謂労働三権を保障し労働三法の制定となつたのであるが、その他にも各種の産業部門に於て夫々共済制度、保障制度の成立を見るに至つていのである。然らば水産部門に於ては如何なるものであらうかを見るに、最低の労働の基準を定めた労働基準法（昭22）及び船員の特殊性にかんがみ船員の労働基準を定めた所の船員法（昭22）、労働者がその労働のために災害を受けた場合の労働者災害補償保険法（昭22）、職業の安定と充足を目的とした職業安定法（昭22）、船員職業安定法（昭23）は勿論の事その他水産協同組合法（昭23）にはその第六章の二に水産業協同組合共済会の規定が昭和25年に追加されて組合の経営の安定及び改善を図るために災害によつて受けることのある損害を救済することを目的としており、漁船が不慮の事故により損害を受けた場合の漁船損害補償法（昭27）、漁船乗組員が抑留された場合の給与支払の保障として漁船乗組員給与保険法（昭27）等の保険制度が施行せられ、その他漁業金融のために農林漁業金融公庫法（昭27）、中小漁業融資保障法（昭27）等夫々重要な保障制度的な法律は存在しているが、これを以てしても勿論まだ充分なものとは云い難いであらう。即ち以上の諸法によれば一部の漁船乗組員及び漁業経営者に対してはある程度の保障の恩恵に与る事は出来ようが一般漁業労働者は労働者災害補償保険法は別としてその他には何等の補償も与えられておらず憲法に規定する所の即ち健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（憲§25）と云う点から見て空文に等しいものと云わねばならないものが多くいと云う事である。

私が此処で取り上げたいのは以上の様な点からしてもつと漁業社会に於て根本的な（否或る意味に於ては他の産業部門に於ても妥当する事と思うが）保険制度乃至は共済制度に於て漁業者が安心して漁業の経営に当り又漁業に従事する事が出来る保障制度の確立と云う点に検討を加えて見たいと思うのであるが紙数の都合によつて此処では共済制度について論ずる事とした。

二

労働はその本質に於て売り惜みの出来ない商品としてその特質を有するものである以上明日への再生産に欠く事の出来ないエネルギーの摂取は当然の事であり必要不可欠のものである事は云う迄もない。漁業労働者にあつては果して明日への労働の再生産の確保が期待せられ且保障されているであらうか。不幸にして此等の点については決して満足すべ

き何等の保障もないと云わざるを得ないのであつて唯僅かに残されているものは如何にして多量の漁獲をあげ、その事によつて如何に歩合給を多く貰うかと云う期待のみを以て労働に従事しているのが実情であろう。従つて満足すべき漁獲があつた場合は問題はないとしても常に満足する漁獲量があるとは限らず、原始産業の域を出ない多くの漁業経営形態にあつては種々の条件の下に漁獲の少い事も数多くあり、此の様な場合の一般の慣行としては賃金の前借りと言ふ形式が常にとられ、次の歩合給から相殺しているのが常であり（此の点に関しては労働基準法 § 17, 船員法 § 35 に照して問題であるが）、経営者に於て前貸する丈の余力があれば未だしも、中小漁業以下の多くの漁業経営にあつては、その経営は依然として非近代的であり資本制社会に於て最も抵抗力の弱いものであるので、漁業は資本の蓄積は勿論の事漁船漁具の減価償却すら出来ないのが大部分であり、台風による漁船漁具の沈没破損（此れに対しては前記漁船損害補償法による補償あるも）、或は不漁と云う様な事が続くと忽ちにして経営者自らの生活すら危殆に瀕するが如き窮状にしばしば追込まれるのである。まして漁業労働者に対する生活は些かも保障される事なく、漁業労働者の労働の再生産に必要なエネルギーの獲得は期し得べくもなく、これに関連して種々の別な社会問題が発生する原因ともなつているのである。即ち仮令ば労働者数の増加により収入の増加を図らんとして一家全員を労働に従事せしめんとして、学童の長期欠席或は未就学児童の問題が生じ或は又女子の場合にあつては最も手取り早い所の前借による不健全な労働の場に於ける出稼ぎ即ち所謂人身売買の如き悲しむべき問題が此れからんで来るのである。然し乍ら此の事は又次の点にも観察の眼を向けねばならぬであろう。即ち漁業経営者とその漁業に必要な労働力を確保する事は当然として唯それが歩合制度なる所に重大な問題が存在しているのであつて、一定の漁業労働者を確保していればそれ以上従事者が増加したからといつて経営者の収益はそのために減すると云う事は大体に於てあり得ないのであつて寧ろ増すと云う事が考えられるのである。従つて漁獲量の増加を図るため勢い多くの従事者をこれに参加せしめており、漁種によつては甚だしきは二日置、三日置に自分の順番がまわつて来ると云つた具合になり、労働者の賃金は低下して来るのであつて漁村人口の過剰が潜在失業の問題となつて、必然的にその様な形をとらしめているのであり、歩合制度に対する反省と最低賃金制度の確立が強く叫ばれるのは此の故であるが、此の問題に関しては此処では割愛することとする。

### 三

以上の事よりそれを更に検討する事として先ず第一にその対象となるものとして漁業労働者の面から論ずる事としよう。

その雇傭形態が如何なる方式によつて結ばれたものであるにせよ（仮令それが血縁、地縁的なものであつても）、それは依然として契約の定型を出づるものではなく、その中でも最も一般的なものは上述の如く歩合制度であり、さもなければ精々低い固定給に歩合給を加味したものであり従つて漁価の低落による歩合所得の減少、更には不漁その他の事由により甚だしきは無配当と云う様な事があつても、当事者相互に於ては勿論外部の力によつても云々する事の出来ない契約自由の原則に依然として立つものであり、現行の労働立法を以てしても此れに対する救済は与えられていないのである。ましてや仮令ば歩合制度

そのものを見てもそれ程苛酷な比率を以て労働者に臨むという様なものも見受けられず漁種によつて多少の相違はあるとしても大体に於て四一六、六一四の比率に於て決められているのであつて不漁その他の理由によつて漁獲がなかつたり或は出漁不能のため生活収入が得られなかつたからと云つてそれは違法と云う訳には行かないのであり、被傭者自身は勿論の事雇傭者にも取立て、云々すべき何物もないのであるが、それは現行立法上の問題であつて、社会問題として考察した時これに対し何等かの処置を必要とする事は何人も等しく認める所のものであろう。此の故にこそ又上述の如く歩合制度の撤廃、最低賃金制の確立が叫ばれる所以でもあるが、然し乍ら資本制の社会に於て漁業を営む以上経営の存立を危くして迄労働者の生活の安定を図ると云う事はあり得ないのであつて経営の存立の安定があつて始めて労働者の生活も安定すると考えられ経営者の経営能力或は組織について種々批判の眼は向けられようとも、それだからと云つて直ちに不都合であるとは一概には云えないのではなからうか。以上の点については何も漁業のみに妥当する問題ではなく凡ての産業部門に当てはまる事と思われる。仮令ば現在社会の関心を集めている中小炭礦の問題にしても国内需給の問題、資本の問題或は又国家政策の面から種々取り上げられる事は多からうが、だからと云つて炭礦労働者は勿論経営者が悪いと云う事は一概には云えないのではなからうか。

かゝる状態に於ては最も抵抗力の弱い個所に重圧が加わるのは当然の事であり、その事からして最もシワ寄せされるのは労働者に対する賃金であり、労働者は経営者に対し正当な賃金に対する債権を有するとしても実際の所経営者に支払能力がないと云う所に種々の悲劇が存在するのである。まして正当な賃金の請求権すら多くの場合持たない漁業労働者の場合にあつては（何故なら歩合給なるが故に漁獲がなければ所得はないからである）更にそれは家庭内にシワ寄せられて頭数を増す事によつて歩合配当金の増加を図らんとして家族全員の労働を余儀なくせしめ此処に上述の如き学童の長期欠席、未就学の問題が生じたり或は口数を減らし別途収入を図らんとするための人身売買等の社会問題が生ずるのである。

然らば何故その様な自己及び自己の家族の犠牲を強いられねばならない様な所で労働者をするのかと問われればそれ迄であるが、此の間の事情をそう簡単に割り切つて考えられるものではないであらう。

此処に何等かの手段によつて明日への再生産に必要な保障制度の確立が望ましいわけである。此のためには何うしても最低生活費給与を必要とするのであるが漁業経営にあつては此の制度の確立している事業体は中小企業以下にあつては誠に少く歩合制だからと云う理由に基づいて経営者側も取り合ふなければ又肝要な労働者側も強いて主張していないのが現状であり、精々進歩的なものとして最低生活給の制度があるかと思えばそれは要するに賃金の前貸しであつて真の意味の生活給の保証とは云い難いものであり、此処に経営者並に労働者双方にとつて確実且安定した何等かの制度が必要となつて来るのではなからうか。

事実水産業協同組合法第六章の二の水産業協同組合共済会編中にはその設立の目的として第百条の二に「水産業協同組合はその経営の安定及び改善を図るために災害によつて受ける事のある損害を相互に救済する事を目的として………」とあり、それはあく迄災害によつて受けることのある損害の場合にしか適用せられず、生活給の保障と云う事は当然

適用外の問題であり、このためには協同組合は勿論の事漁業者並に漁業従事者凡てを含む所の一つの統一的な生活保障をも包含した相互扶助を目的とした共済制度の存立が望ましいものと思われる。その具体的な構想は別として何が故にかゝる制度が是非ともに必要であるかについて更に検討を加えて見なければならない。終戦後我国の労働立法も一応の形態を備えて来たものの未だ漁業労働にあつては現行の労働法を以てしては十分に律し得ぬものが多く存在し仮令ば 30t 以上の漁船にあつては船員法が適用され、それ以下の場合には労働基準法が適用され漁業労働に関する限り不統一的なものであり、まして漁業労働と云う特殊性に鑑み他産業に於けるものを基準として律せられた基準法を以てしては当然そこに種々の除外規定が存在するのは当然の事であり仮令ば労働時間、休暇、休憩、賃金等に於てその代表的な例を見るのである。(基準法 § 41, 船員法 § § 71, 79, 88 abs 3 等等)

かくの如く漁業労働にあつてはその特殊性から最大関心事であるべき管の労働条件について一定した規準を以てしては律し得られないのであつて、然も賃金制度が上述の如く歩合制度であるため苛酷な労働に陥り易く然も又歩合制度なるが故にその都度収入が一定せず、その生活は常に不安定である。此の不安定な生活を如何にして安定せしめるかと云う事が即ち漁業社会に於ける保障制度の確立と云う点から把握すべく試みているわけである。

第二に経営者の立場から以上の諸問題について考察して見よう。

先ず経営者にとつては此の歩合制度と云う事は甚だ都合のよいものである様に思われ又その様でもあるが、然し不漁の場合に於ても一定の労働力は常に確保しておかねばならず、そのためには不漁の場合に於ては前述の如く労働者の生活の安定のために賃金の前貸をするわけであるが、他方その様な場合には経営者も又経済的に窮屈なわけであり、益々その経営状態は不安定さを増してくる事となるのである。そうでなくても一部の大規模経営を除いては技術、資本、並に流通の面に於てその何れもが劣位にあるので現在の如く自由競争の上に立つ社会では太刀打が出来ず経営自体が苦境に立たされているのであるが、加之同じく原始産業と云はれる農業と比較して見ても更にその条件は悪いと云はねばならない。何故なら漁家にあつては農業に於けるが如く自家消費に向ける度合が遙かに低く、その漁獲物の殆どは換金されなければ生活が出来ず、更に消費面に於ても農業に比して生活必需品の殆どを買わねばならないと云う事、即ち貨幣経済への依存度が遙かに強烈である。

かくの如く漁業にあつては経営者はその経営に労働者はその生活に於て常に不安定な儘に持続されているのであり、此のためには如何にしても生活並に経営の安定を確保するために最低保障給の確立と共に、更にそれを裏付けるべく漁業者並に漁業従事者の凡てを包含したのにより、生活扶助に迄範囲を広めた所の共済制度が必要となつてくるのではなからうか。

#### 四

さて此の共済制度の効用であるが、最低賃金制度が確立している場合には比較的問題はないとしても、そうでない場合には大いにその効用を発揮すべく運用さるべきであり少くとも一年間の漁業による総収入の 60%乃至 70%を限度として共済組合が経営者又は船頭

に代つて賃金や立替の役割を果すべく、此の事によつて漁業労働者は経営者又は船頭に対して卑屈になる必要もなく、漁業社会に於て最も強く封建的色彩が濃厚であるとよく云われている点についても民主化的方向に些かなりとも進む事を得れば更にそれは幸な事であり、又前借の金額も明白になつていくと少くとも此れ迄よりは安定した経済生活を営む事も出来ようし、又経営者側にしても最も経営の不安定であるべき不漁その他災害の場合に於て少くともその従事者の生活費をも保障する事の心配から解放され得ると云う事はそれ以外の面に資本を集中せしめる事が出来よう。

かくの如く両者にとつてその何れもが安定出来る様な組織に共済制度が確立されねばならないであろう。

此の他にも国家公務員共済組合法に於ける様な不慮の災害に対し或は家族の出産、死亡その他の幸、不幸に対し或は又疾病等に対する共済も具体的に盛り込まねばならない問題であろうが、此等の具体的な共済制度の構想、組織については又別の機会に述べて見たいと思う、従つて本稿に於ては漁業社会に於ける共済制度のよつて来る所の必要性を述べるに止める事とした。

### Résumé

In the fishery society, the economic conditions of both fishery managers and the labourers under their domination have been at the mercy of instable elements.

Therefore, in this essay the author explained the necessity of "The Guarantee System" which should enable us to render any improvement upon such instable conditions : namely, the necessity of "The Mutual Benefit Society" intending the realization not only of the general fishers economic benefits but of the individual welfare, was elucidated.